

排出量取引制度（ETS）について

令和8年2月4日

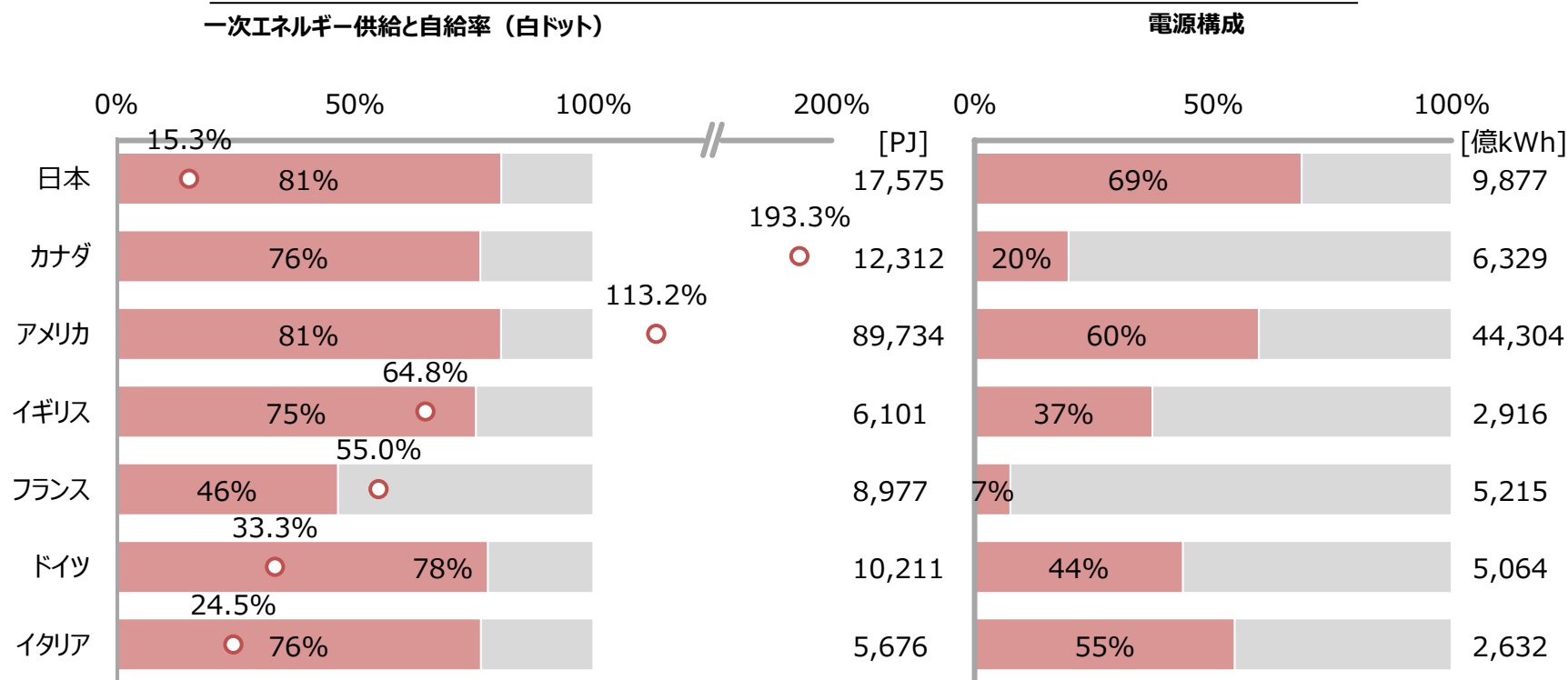
経済産業省 GXグループ環境経済室 林大地

1. GXをめぐる情勢について

「エネルギー安定供給の切り札」としてのGX

- 一次エネルギー供給で見た場合では8割以上を化石エネルギーに依存。
G7諸国の中ではエネルギー自給率は最低水準。更に中東依存度も高い。
- 原子力や再エネ等の脱炭素電源拡大は、エネルギーの安定供給、産業競争力の観点から不可欠。

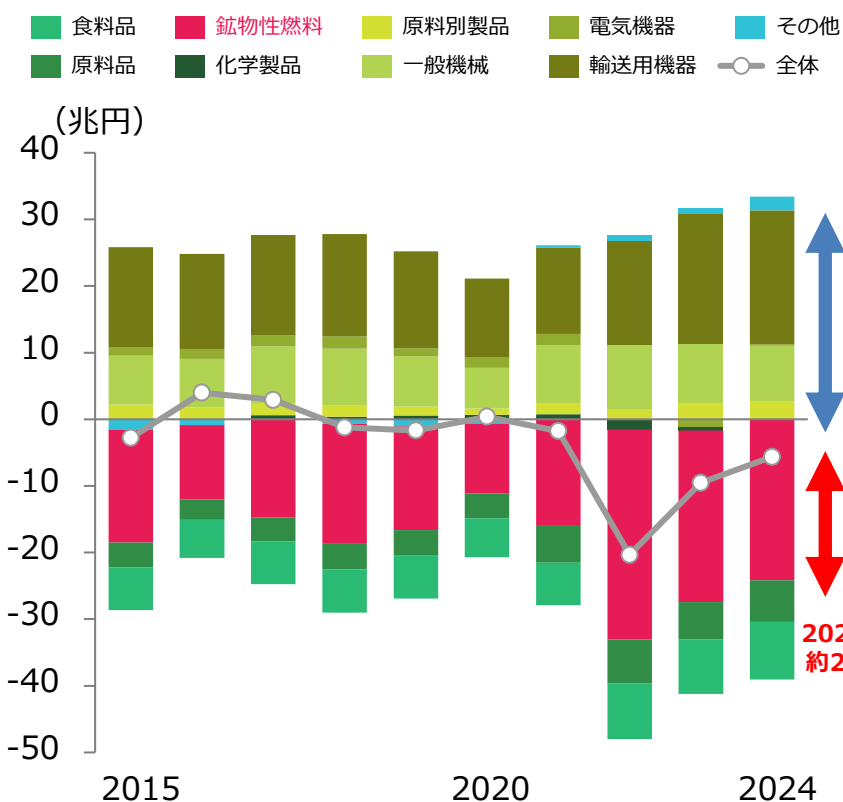
一次エネルギー供給・電源構成に占める化石エネルギー比率



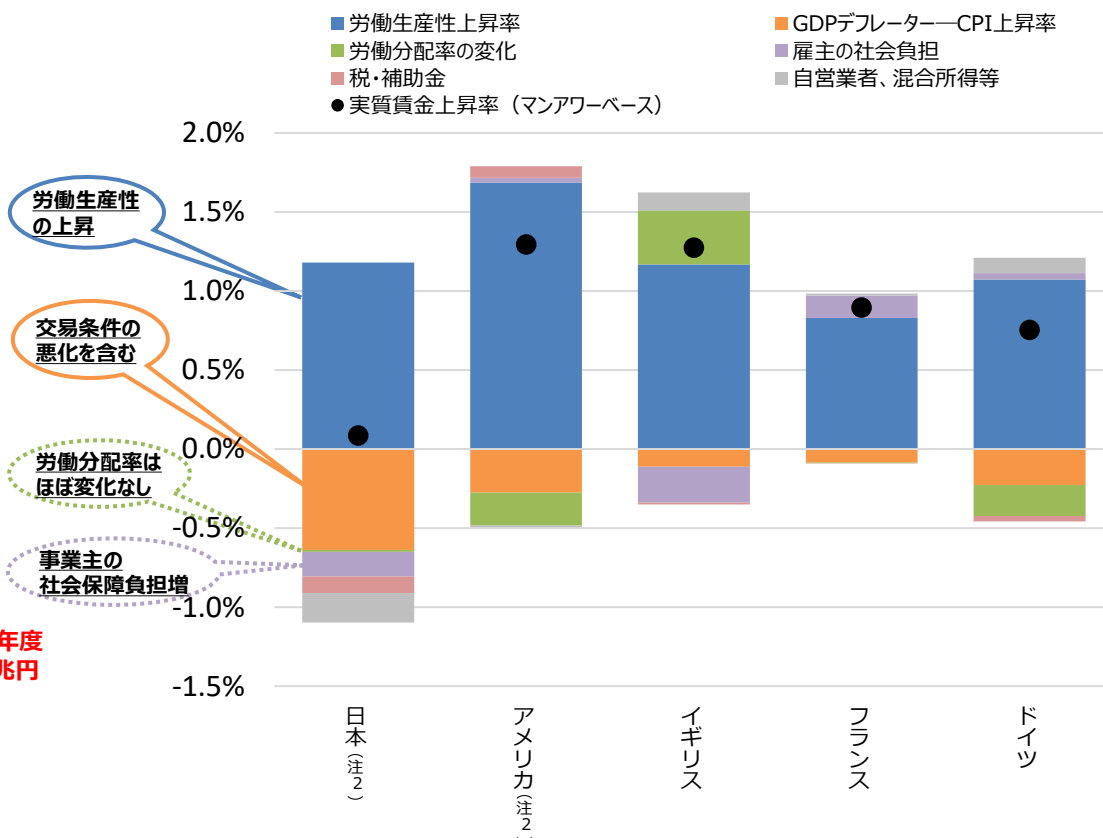
「物価高対応の肝」としてのGX

- 日本は、毎年20兆円以上の化石燃料輸入により、高付加価値品の輸出による貿易黒字を消尽。
- 労働生産性の上昇は主要先進国並みも、交易条件の悪化が大きく影響し、実質賃金が停滞。

日本の貿易収支の推移



実質賃金上昇率の要因分解 (1995~2022年)



高市政権におけるGX政策の位置づけ

<高市総理ぶら下がり会見（2025年11月21日、首相官邸）>

- 今回の経済対策は、大きく3つの柱からなり、国民の皆さまに迅速に物価高対策をお届けすることを第一としつつ、**危機管理投資、成長投資の戦略分野**への頭出しとなる予算を措置します。国民の皆さまの暮らしを守り、強い経済をつくるために戦略的な財政出動を行います。

(中略)

- 第2の柱は、**危機管理投資・成長投資による強い経済の実現**です。複数年度にわたる事業について、予見可能性を持って取り組んでいただけるように推進いたします。その際、これまでの**G X、A I・半導体の複数年度の財源フレームに基づく対応**に続き、経済安全保障上の重要分野の危機管理投資に関して、新たな枠組みの検討に着手します。戦略17分野については、その頭出しとなる予算を措置します。まず、半導体、造船、量子、宇宙、情報通信、重要鉱物、サイバーセキュリティー等の戦略分野の官民連携投資、重要物資のサプライチェーン強化等の取り組みにより、経済安全保障の強化を図ります。**エネルギー・資源安全保障の強化については、G X推進戦略に基づく成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を通じた計画的支援を行います。**

2. 排出量取引制度について

成長志向型カーボンプライシング構想

- 今後10年間で150兆円超の官民GX投資を実現。

① 20兆円規模の大胆な先行投資支援

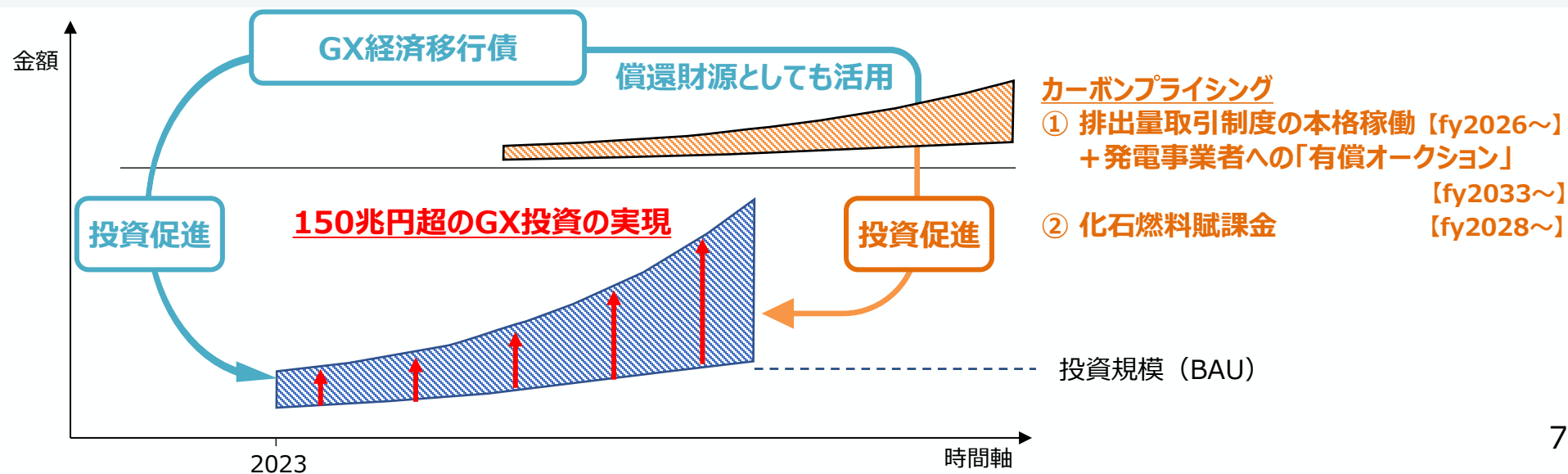
② カーボンプライシング（排出量取引・化石燃料賦課金）の導入

- 企業がGXに取り組む期間を設けた上で導入し、徐々に引き上げていく方針をあらかじめ明示

⇒ 早期に取り組むほど将来の負担が軽くなる仕組みとすることで、意欲ある企業のGX投資を引き出す

③ 新たな金融手法の活用

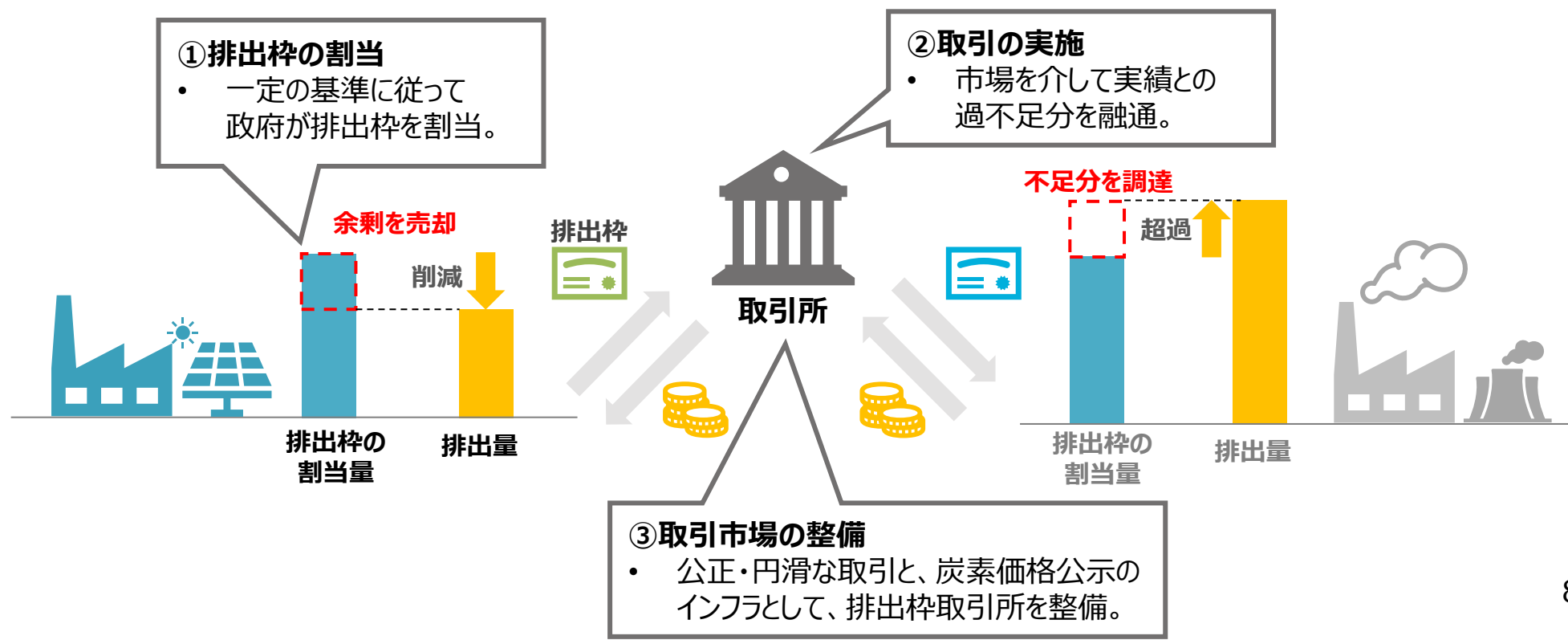
- 「GX経済移行債」の発行を含めたトランジション・ファイナンスの推進



排出量取引制度の仕組み

排出量取引制度は、社会全体で費用効率的に排出削減を行うための仕組み。

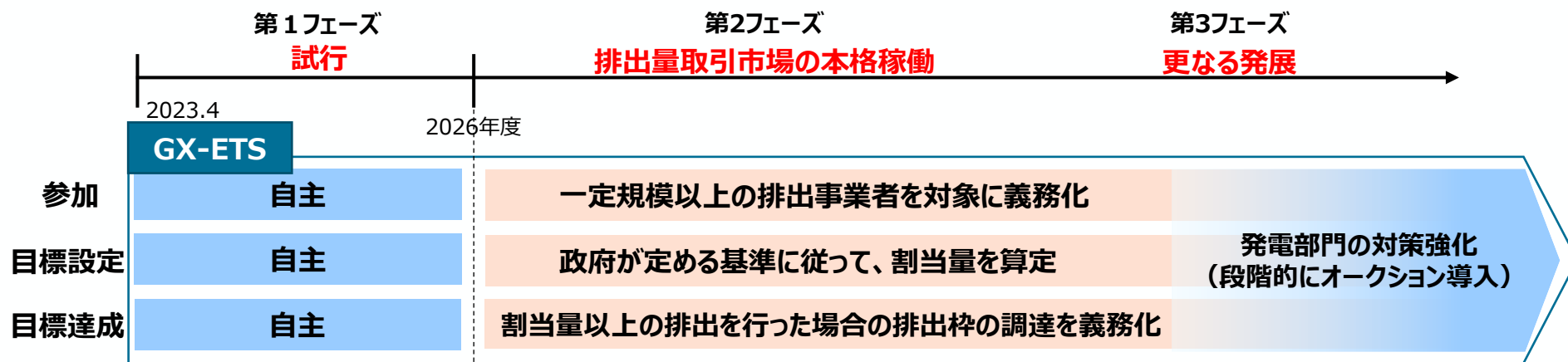
- 政府は、一定の基準のもと、排出枠（※排出許可証のようなもの）を企業に割当。
- 企業に対して、自社の排出量を算定し、排出量と同じ量の排出枠を、毎年、期限までに準備することを義務づけ。
- 排出枠の過不足が生じた場合には、市場取引を通じて融通しあうことが可能。



我が国における排出量取引制度の段階的な発展

- 2023年度より、自主参加型の枠組みであるGXリーグにおいて、排出量取引制度を
試行的に開始。
- 2026年度からは、より実効可能性を高めるため、排出量取引を法定化（全量無償
で排出枠を交付）。
- 2033年度からは、カーボンニュートラルの実現に向けた鍵となる発電部門の脱炭
素化の移行加速に向け、発電部門について段階的にオークションを導入。

<GX-ETSの段階的発展のイメージ>

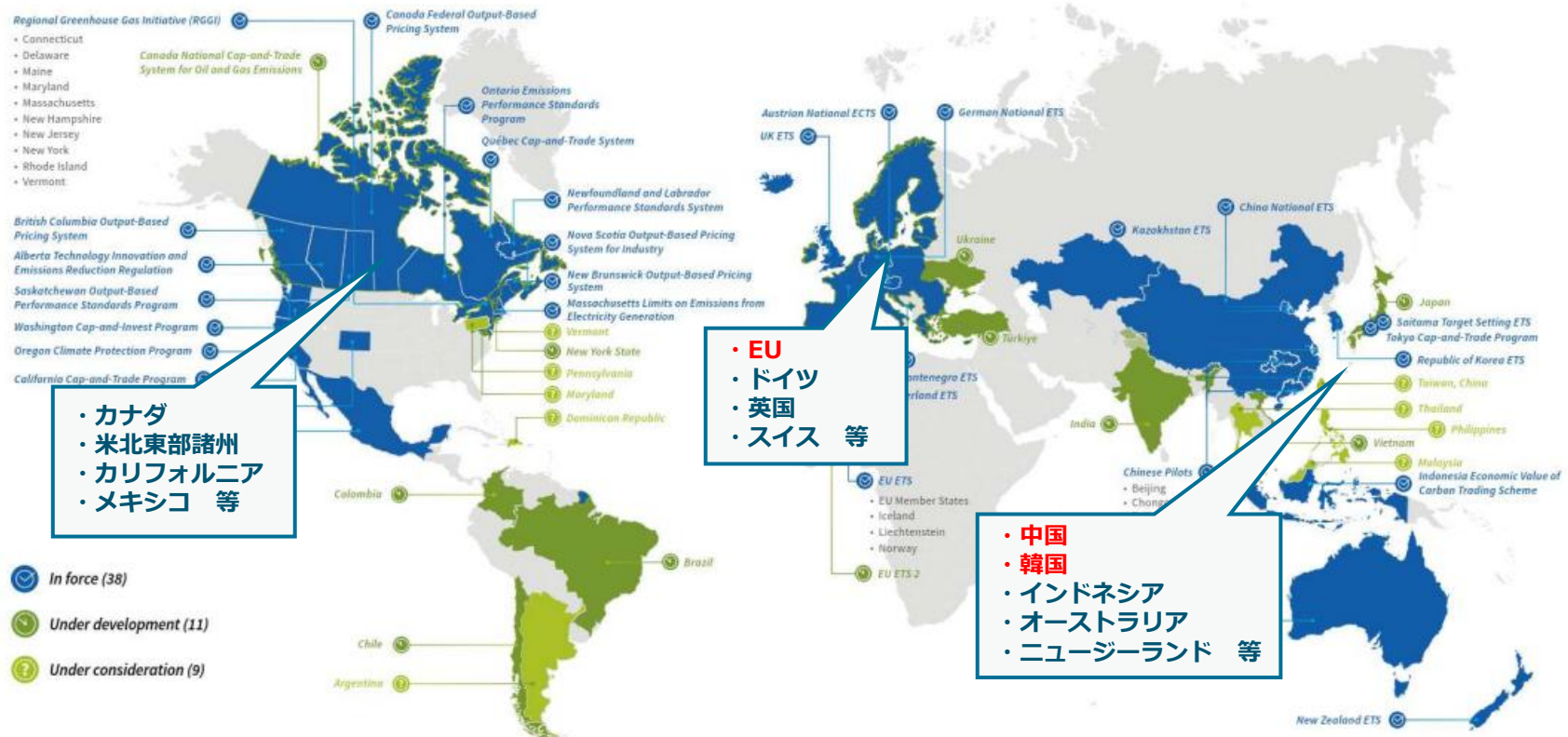


【参考】各国のETS導入状況

■ 38の国・地域で排出量取引制度が導入済、11の国・地域で導入検討中（2025年時点）。GDPベースでは、世界全体の58%をカバー。

■ 東アジアでも、韓国（2015～）・中国（2021～）で既に導入。韓国は有償比率の引き上げ、中国でも対象セクターの追加など、両国とも制度を強化する方針。

■ ASEANでは、インドネシア（2023～）で導入されているほか、ベトナムでは試行運用が開始（2025～）、タイ、マレーシア、フィリピンでも政府レベルで導入を予定・検討。



GX-ETSの制度設計にかかるこれまでの検討

- 改正GX推進法成立を受け、昨年7月、**産構審に排出量取引制度小委員会を設置。**
小委員会で業種横断のルールを検討するとともに、傘下のWGや国交省委員会で**製造業や発電、運輸といった業種毎のベンチマークを検討。****すべての会議体に、経団連や業種ごとの業界団体から委員及びオブザーバーに参加**いただいた。

排出量取引制度小委員会

大橋弘 委員長

- 第1回 7/2 ・ 制度対象・算定・確認に関する考え方
- 第2回 8/7 ・ 割当ての全体像、基準排出量・活動量の考え方
- 第3回 9/18 ・ 割当てにおける勘案事項
 (早期削減、リーケージリスク、研究開発投資)
- 第4回 10/17 ・ ベンチマーク・グランドファザリングの割当水準
- 第5回 11/7 ・ 個別論点に関する議論 (リーケージリスク緩和措置等)
 ・ 移行計画における記載事項
 ・ 上下限価格の設定にあたって考慮すべき事項
- 第6回 12/9 ・ 中間整理 (案)
- 第7回 12/19 ・ 上下限価格の水準、とりまとめ

排出量取引制度小委員会委員名簿

- 大橋 弘 東大副学長・大学院経済学研究所教授 ※委員長
- 秋元 圭吾 RITE システム研究グループリーダー・首席研究員
- 有村 俊秀 早大政治経済学術院教授・環境経済経営研究所所長
- 池田 三知子 日本経済団体連合会環境I初任本部部長
- 上野 貴弘 電中研社会経済研究所マネージャー・上席研究員
- 小原 成朗 日本労働組合総連合会総合政策推進 総合局長
- 高村 ゆかり 東大未来ビジョン研究センター教授
- 望月 愛子 IGPI取締役CFO
- 諸富 徹 京大公共政策大学院教授
- 吉高 まり パーティデザイン代表理事・東大教養学部客員教授
 (オブ) 財務省、農水省、国交省、環境省、GX機構、日商 等

製造業ベンチマーク検討WG

有村俊秀 座長 (小委員長)

- ・ 高炉製鉄
- ・ 電炉普通鋼
- ・ 電炉特殊鋼
- ・ 石油精製
- ・ 石油化学
- ・ ソーダ
- ・ セメント
- ・ 石灰
- ・ 紙パルプ (洋紙)
- ・ 紙パルプ (板紙)
- ・ カーボンブラック
- ・ アルミニウム
- ・ 自動車製造
- ・ ゴム
- ・ 板ガラス
- ・ ガラス瓶

【開催実績】

第1回 7/24、第2回 9/1、第3回 10/2、
 第4回 10/27、第5回 11/19、第6回 12/12

発電ベンチマーク検討WG

秋元圭吾 座長 (小委員長)

- ・ 発電事業用の発電
 - ガス火力
 - 石炭火力
 - 石油等火力

【開催実績】

第1回 8/22、第2回 9/12、
 第3回 10/10、第4回 12/8

排出枠の割当方式検討小委員会

(国交省) 山内弘隆 委員長

- ・ 貨物自動車運送
- ・ 内航海運 (鉄)
- ・ 航空運送

【開催実績】

第1回 8/27、第2回 11/4、
 第3回12月上旬 (書面開催)

排出量取引制度の全体像

- 25年常会で改正GX推進法が成立。産構審・排出量取引制度小委員会で、排出枠の割当方法など制度の大枠についてとりまとめ（2025年12月）。

制度対象業者

- CO2の直接排出量が前年度までの3カ年度平均で10万トン以上の事業者が対象。
- 日本全体で300～400社程度、カバー率は我が国全体の温室効果ガス排出量の60%近くとなる見込み。

排出枠の割当て及び保有義務

①排出枠の割当て

- 政府は、制度対象事業者に対し、一定の基準（業種別ベンチマーク等）に基づいて算出した排出枠の量を割当て。

②排出実績の算定・報告

- 事業者は自らの排出実績を算定し、第三者機関（登録確認機関※）による確認を受けた上で、毎年度国に報告。

③排出枠の保有

- 毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度の1月31日に保有することを義務づけ。

排出枠取引市場及び価格安定化措置

- 取引価格の過度な高騰又は下落を避けるため、排出枠の上下限価格を設定。
- （排出枠価格の高騰等により義務履行に支障が生じる場合）排出枠が不足する事業者については、上限価格の支払いで、不足分の排出枠保有義務を履行したものとみなす。
- （一定期間以上、市場価格が下限を下回って低迷する場合）GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、排出枠の流通量を調整するとともに、割当基準の強化を検討。

制度対象者の考え方

- 一般に、排出量取引制度では、検証等の事務手続や行政コストが発生することから、排出量の大きな設備や企業に対象を限定する。
- 我が国では、省エネ法や温対法との整合性を確保し、企業単位での取組を求めているGXリーグの連続性も踏まえ、事業者単位の制度とする。その上で、諸外国制度とも同程度の規模の排出源を捕捉する観点から、対象者をCO2の直接排出量10万トン（直近3カ年度平均）とする。

各国排出量取引制度における制度対象の概要

	EU	英国	韓国	日本
単位	設備	設備	事業者	事業者
規模	おおむね 25,000t-CO2以上 (直接排出)	おおむね 25,000t-CO2以上 (直接排出)	125,000t-CO2 (直接・間接排出)	100,000t-CO2 (直接排出)
国内GHG 捕捉率	40% (2022)	27% (2022)	79% (2022)	60%程度 (見込み)

排出枠の割当ルール（政府指針に基づく割当の考え方）

- ベンチマーク方式による割当てを基本とする。
- ベンチマークの適用対象とならなかった排出源は、グランドファザリングによる割当てを行う。
- また、過去の削減努力や、リーケージリスク、足下で削減効果が発現しない研究開発のための投資額に応じて割当量を調整する仕組みとする。

業種別の基準

多排出分野	業種別ベンチマーク（基準生産量×目指すべき排出原単位の水準）
その他分野	グランドファザリング（基準排出量×（1－目指すべき削減率））

+

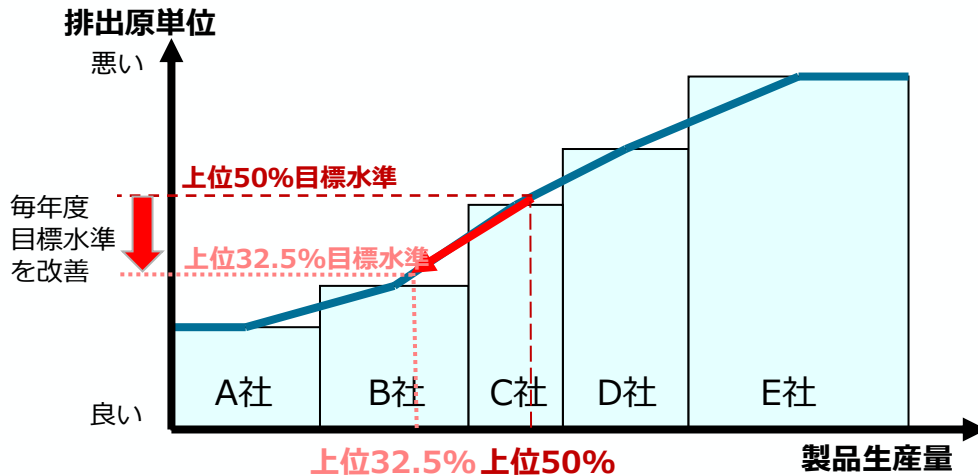
その他の勘案事項

①早期削減	グランドファザリング対象の排出源において、 制度開始以前に基準となる削減率を超えて行った排出削減量 を基準年度排出量に加算し、割当量を算定。
②リーケージリスク	主たる事業が、 カーボンリーケージ業種に該当し、収益に占める排出枠調達コスト（排出枠不足分×平均市場価格）が一定水準を超える場合 、不足分のうちの一定割合を割当量に追加。
③研究開発投資	前年度に実施した GX関連の研究開発のため投資額 に応じて、排出枠不足分の範囲で割当量を追加。
④活動量の変動等	事業所の新設・廃止、生産量等の大幅な増減が生じた場合には、割当量を調整。

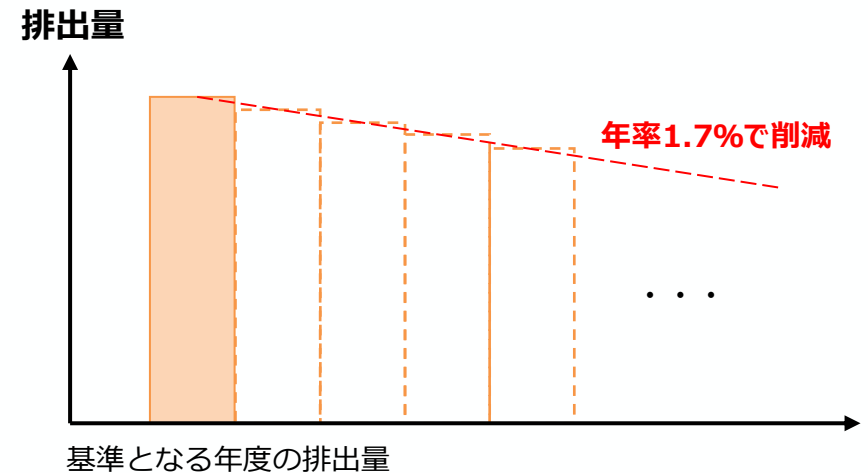
ベンチマーク・グランドファザリング方式による割当て

- **ベンチマークの水準**：省エネ法ベンチマーク制度における原単位改善ペースを踏まえ、業種毎の上位50%水準から、5年後に上位32.5%まで引き下げていく。
- **グランドファザリング方式の水準**：10年後までに段階的にガス転換相当の取組を求め、削減率を年率1.7%に設定。

ベンチマーク



グランドファザリング



- 同業種内の上位X%水準（※）の排出原単位をベンチマークとして設定。
- 基準活動量（制度対象となる直前の3年度(2023年度～2025年度)の生産量等の平均)にベンチマークを乗じて割当量を算定。

割当量 = 基準活動量 × 各年度の目指すべき排出原単位

※上位〇%水準は、基準年度のデータに基づいて算定。水準は毎年度段階的に引き下げ、割当基準を強化。

- 過去の排出実績を基準に、毎年度一定比率で割当量が減少。
- 基準排出量（制度対象となる直前の3年度(2023年度～2025年度)の排出量の平均)に一定の削減率を乗じて割当量を算定。

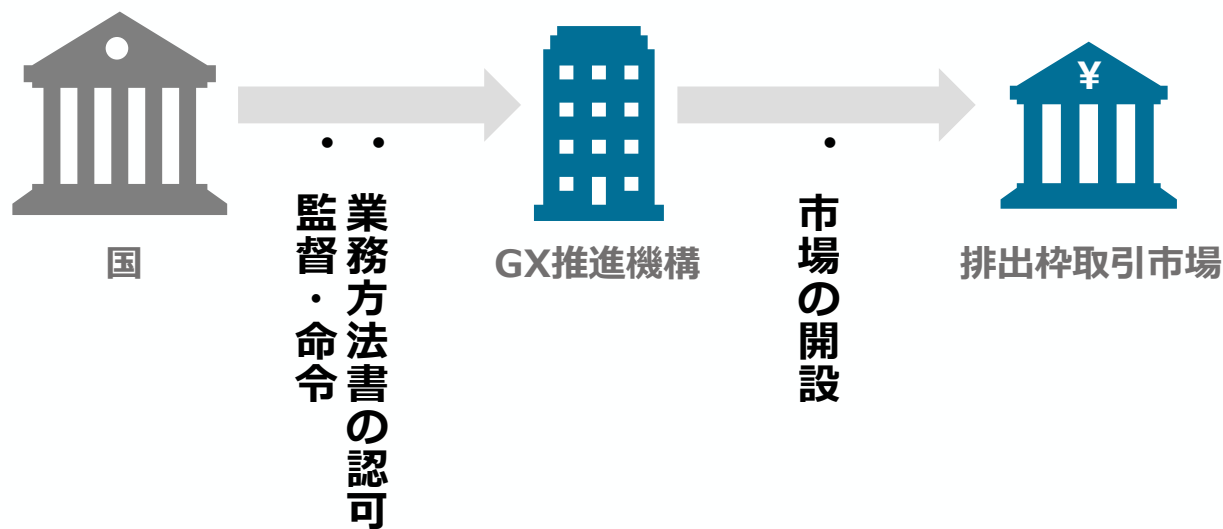
割当量 = 基準排出量 × (1 - 目指すべき削減率 × 基準からの経過年数)

経済成長と排出削減の両立のための勘案措置

- 我が国の排出量取引制度は、成長志向型カーボンプライシングの一環として、経済成長と排出削減の同時実現を目指すGX政策の中核を担う制度。
- そのため、本制度が過度な負担となり、事業者のGX投資や事業拡大等の成長に向けた取組を阻害することのないよう、以下の勘案措置を講じる。
 - ① 国外移転（カーボンリーケージ）を起こす可能性がある「国際競争業種」への不足分の追加割当て
 - ② GX関連分野の研究開発投資を行う事業者への追加割当て
 - ③ 事業所の新設や大幅な活動量の増加など、構造的な変化が生じた際の割当量の調整

排出枠取引市場の設計

- 排出枠取引市場は、GX推進法においてGX推進機構が設置・運営することとされており、2027年度秋頃に開設予定。
- 市場参加者の要件、取引の手続の詳細、公正な取引を確保するための措置、その他取引の流動性の確保のために必要な措置等について、26年度に検討を実施予定。



取引市場の役割

- 取引の公正な実施
- 決済機能の提供
- 取引数量・価格等の公表 等
(一部業務の委託も想定)

取引参加者

- ① 制度対象事業者
- ② 一部取引業者 (※)
 - 制度対象者からの依頼を受けて取引するもの
 - 排出枠に類するクレジット等の商品の市場取引について、一定の経験を有するもの (マーケットメイカー等) 等

※ 詳細は機構の業務方法書に定める。

本制度におけるクレジットの扱い

- 排出枠の価格形成を促し、制度対象者の削減インセンティブを確保する観点から、本制度においてもクレジットの使用上限を設ける。
- 上限の水準については、諸外国制度においても制度の発展とともに段階的に引き下げを行っていることから、実排出量の10%を上限とする。
- その上で、制度開始以降も排出枠の需給に及ぼす影響等について継続的に点検し、必要な場合には上限の見直しを検討していく。

本制度で使用可能なクレジット

- J-クレジット
- JCMクレジット

※ 使用可能なJCMクレジットは、温対法SHK制度に準拠する（SHKでは、2020年以前の取組に由来するJCMクレジットについては発行日等の要件を満たさない限り使用不可）。

使用可能量の上限

- 各年度の実排出量（クレジット無効化量を控除する前の排出量）の10%

3. GXリーグの見直しの方角性について

GXリーグにおけるこれまでの活動

- 2023年に発足してからこれまで、日本のCO₂排出量の5割超を占める企業群が参画（700社超）。
- 参画企業は、2025年度及び2030年度の削減目標の設定や自主的な排出量取引の試行実施。またGX製品の需要創出に貢献する意欲的な企業が集まり、民間発のルール形成等の取組を行ってきた。

<GXリーグでの取組>

自主的な排出量取引の試行的取組

- 2030年削減目標だけでなく、2025年までの中間削減目標を掲げ、野心的な削減に挑戦。
- 毎年排出量実績を公表すると共に、目標達成への進捗状況をGXダッシュボード上で開示しながら、目標達成に向けて取り組む。

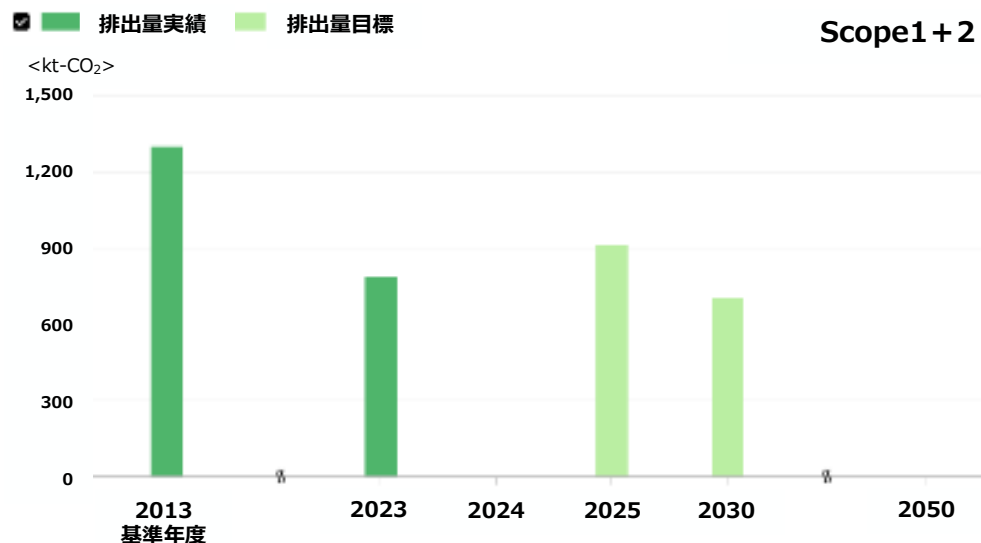
ルール形成を通じた市場の創造

- 削減貢献量※について、開示ルールの提示・活用事例集の取りまとめ・COPでの発信等を行う。

※削減効果の高い製品の普及を通して、ソリューションプロバイダーがどれだけ排出削減に貢献したかを示すもの

<GXダッシュボードでの開示>

排出量目標と排出量実績の比較



企業に広がる積極的な取組の事例（サプライヤーとの共働）

- サプライヤーと共働して排出削減に取り組む企業も出てきている。
- また、日本商工会議所の中小企業に対するアンケートによれば、**約26%の中小企業が取引先から脱炭素に関する支援を受けており、そのうち約19%は技術的支援（人的支援含む。）を、約5%は金銭的支援を受けており、サプライチェーン全体での取組が広がり始めている。**

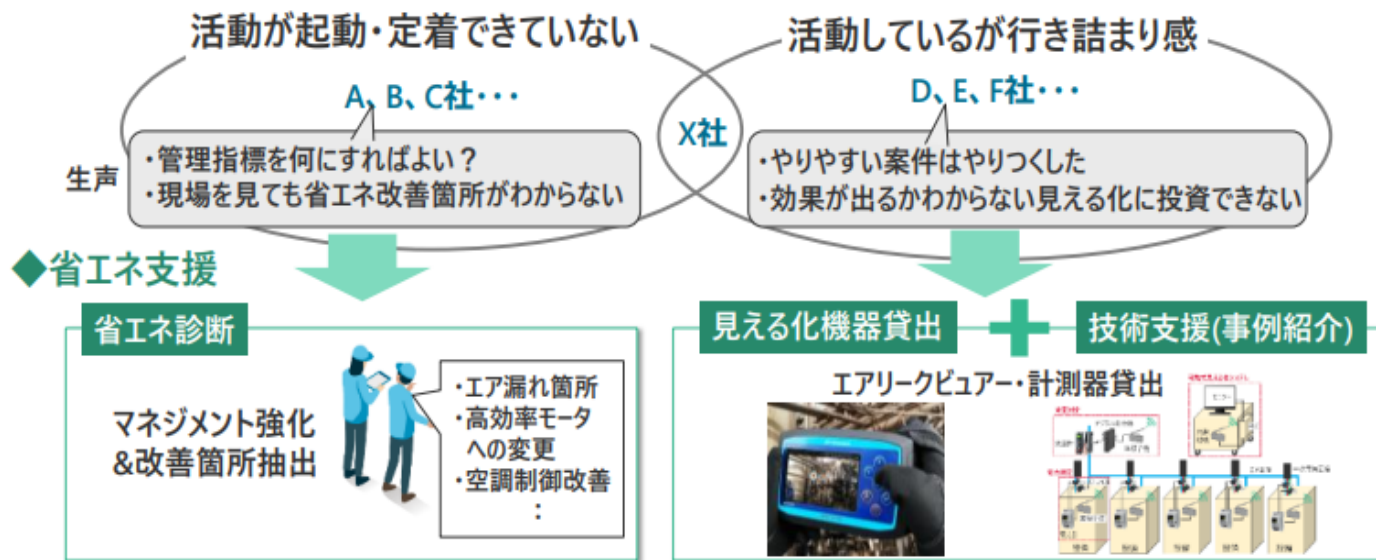
サプライヤーとの共働

事例 6

デンソーは、サプライヤーの脱炭素化へのステップに合わせ、

- ①情報発信
- ②ノウハウ共有
- ③実行支援（機器貸与、技術支援等）

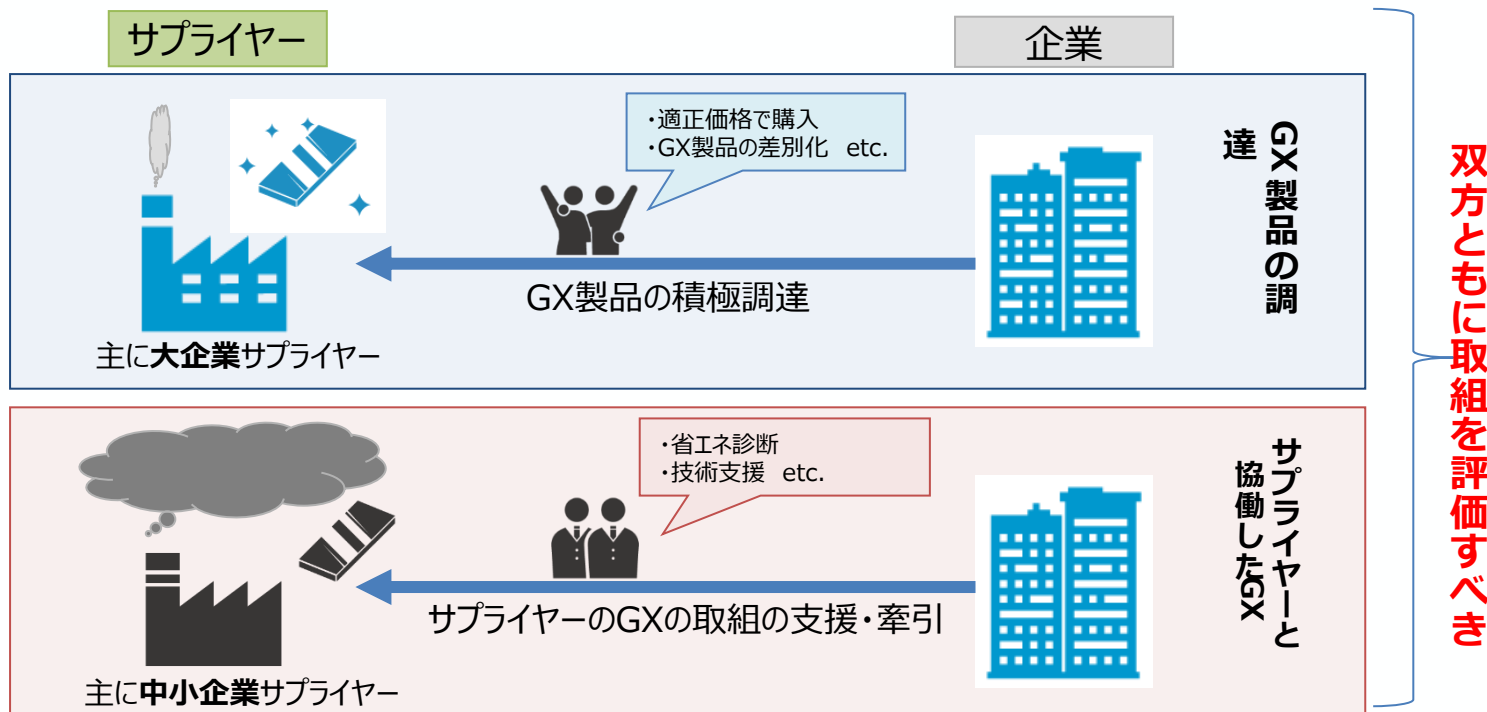
と、段階的な支援を実施。



出典：令和6年度パートナーシップ構築宣言取組事例集
<https://www.biz-partnership.jp/docs/jireishu-R6.pdf>

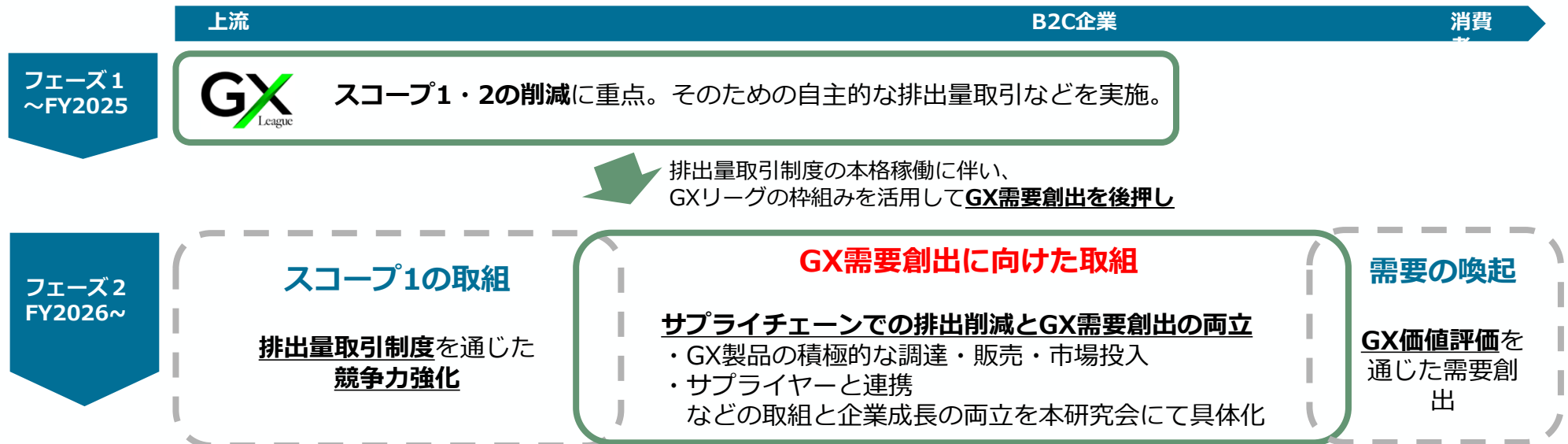
サプライチェーン全体での排出削減と競争力強化の両立

- サプライチェーンでの取組については、GX製品の積極調達等の取組のほか、サプライヤーとの連携を深め、協業して取組を進める事例も存在。
- モノの調達のみならず、サプライヤーとの協業も持続可能な成長の観点からは重要であり、こうした協業もGXの取組として位置付け、取組を進める企業を積極的に評価していくことが重要。



GXリーグ見直しの方向性

- 2026年度からは排出量取引制度の本格稼働に伴い、GX投資やGX製品・サービスの創出が進んでいくことが期待される。
- そのため、今後はGX製品・サービスの需要創出に向けて、排出量の多寡を問わず、GX製品・サービスの需要創出に向けて意欲的に取り組む企業が参加する枠組みへと刷新し、先行する優良事例の横展開や業界横断的な課題解決の取組を進め、我が国のGXを大きく牽引する枠組みへとGXリーグを見直していく。

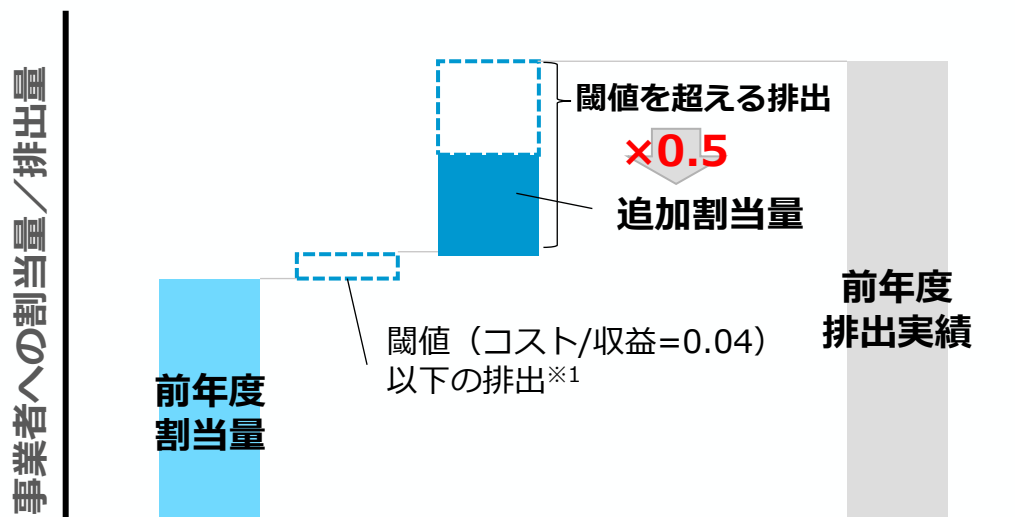


參考資料

① 国際競争業種への不足分の追加割当て

- 国外移転（カーボンリーケージ）の可能性のある事業者の排出枠が不足し、営業利益に比して排出枠の調達コストが重いときに、追加割当を実施。
- 具体的には、
 - 貿易シェアが0.1よりも大きい業種（概ね全ての製造業）で、
 - 排出枠の調達コスト／営業利益が4%を上回った場合において、
 - 不足する排出枠の50%を追加で割り当てる。

措置の適用イメージ

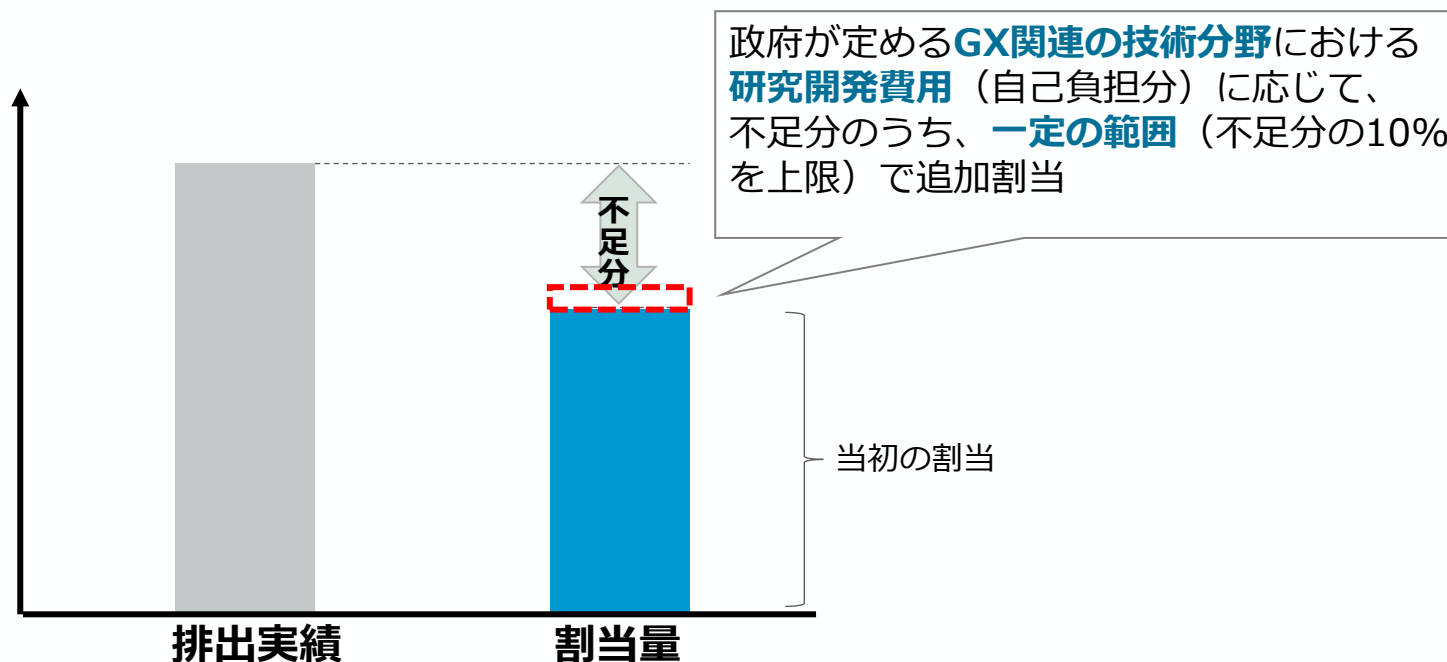


(注) 貿易シェア = (輸入額 + 輸出額) / 国内生産額

② 研究開発投資に応じた追加割当て

- トランジション期において、企業は足下の排出削減に加えて、イノベーションのための技術開発にも取り組む必要。
- 制度が事業者の研究開発投資の余力を奪うことにならないよう、GX関連の研究開発費（G I 基金研究開発費用等）の額に応じて、不足する排出枠の10%を上限に追加割当。

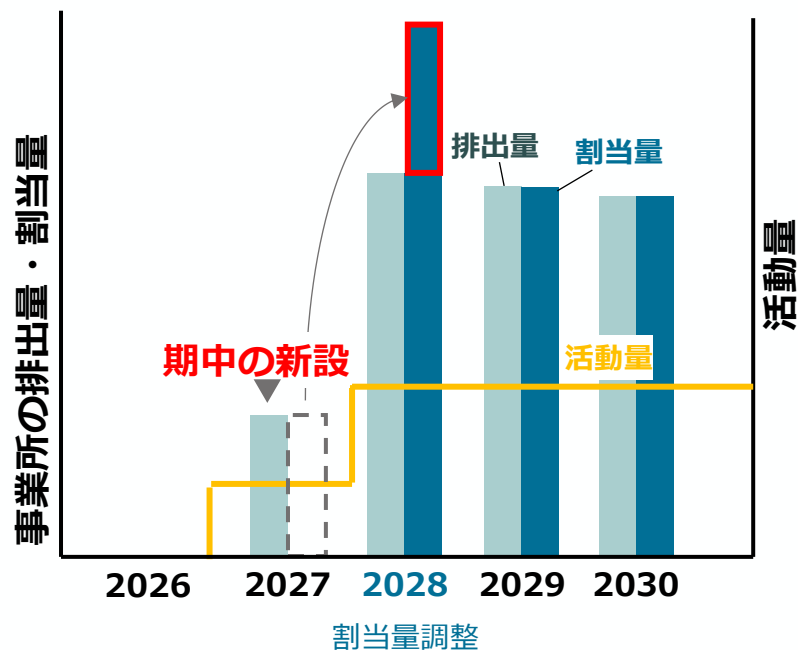
措置の適用イメージ



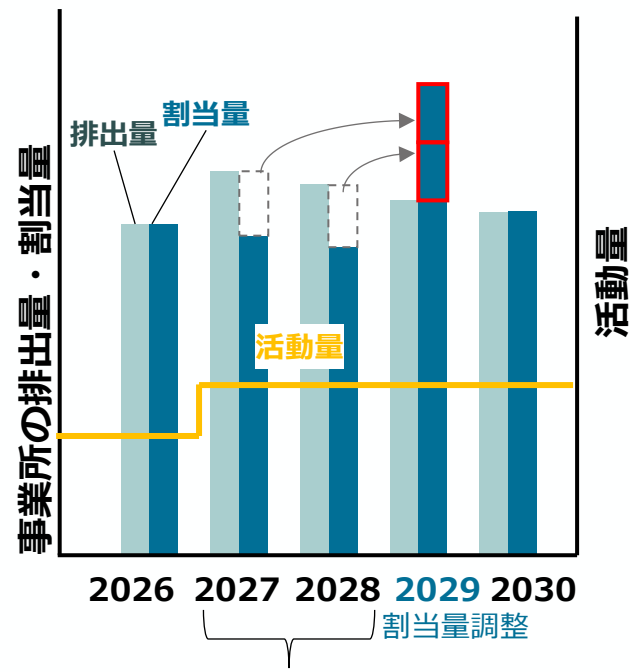
③ 構造的な変化が生じた際の割当量の調整

- 新規事業への参入・事業拡大の阻害要因とならないよう、事業所の新設や大幅な活動量の増加等の構造的な変化が生じた際には、割当量の追加を行う。 ※事業所の閉鎖・活動量の大幅な減少の際は、割当量を減算

事業所が新設された場合



活動量が増加した場合



活動量が2年平均で
基準比7.5%以上増加